

桜井市大神神社参道周辺地区 まちづくり基本計画

令和 4年 4月 更新

大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画

1. 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画策定の背景・目的

(1) 今までの大神神社参道沿道地区のまちづくり

1) まちづくり基本計画を策定した背景・目的

大神神社参道周辺地区は、奈良盆地の中央東南部に位置する桜井市のほぼ中央部、三輪・巻向・初瀬の山々の裾野に位置する大和平野の東端部に位置し、日本最古の神社である大神神社の門前町、初瀬街道の市場町として発展した地区です。

ここで暮らしたい、何度でも訪れたいと思われるような魅力的なまち、活気のあるまちを取り戻すため、「大神神社」を核としたまちづくりとして、平成 22 年度より地域住民とともに大神神社参道周辺地区のまちづくりについて勉強会などを開催しながら検討を進めてきました。

このような活動を踏まえ、奈良県と桜井市が平成 26 年にまちづくりに関する包括協定を結び、県・市が連携・協力して参道沿道を核とした賑わいの創出に取り組むことにより、当該地区の持続的発展及び活性化を図ることを目的として平成 27 年 10 月 19 日に「大神神社参道周辺地区まちづくり基本構想」を策定しました。

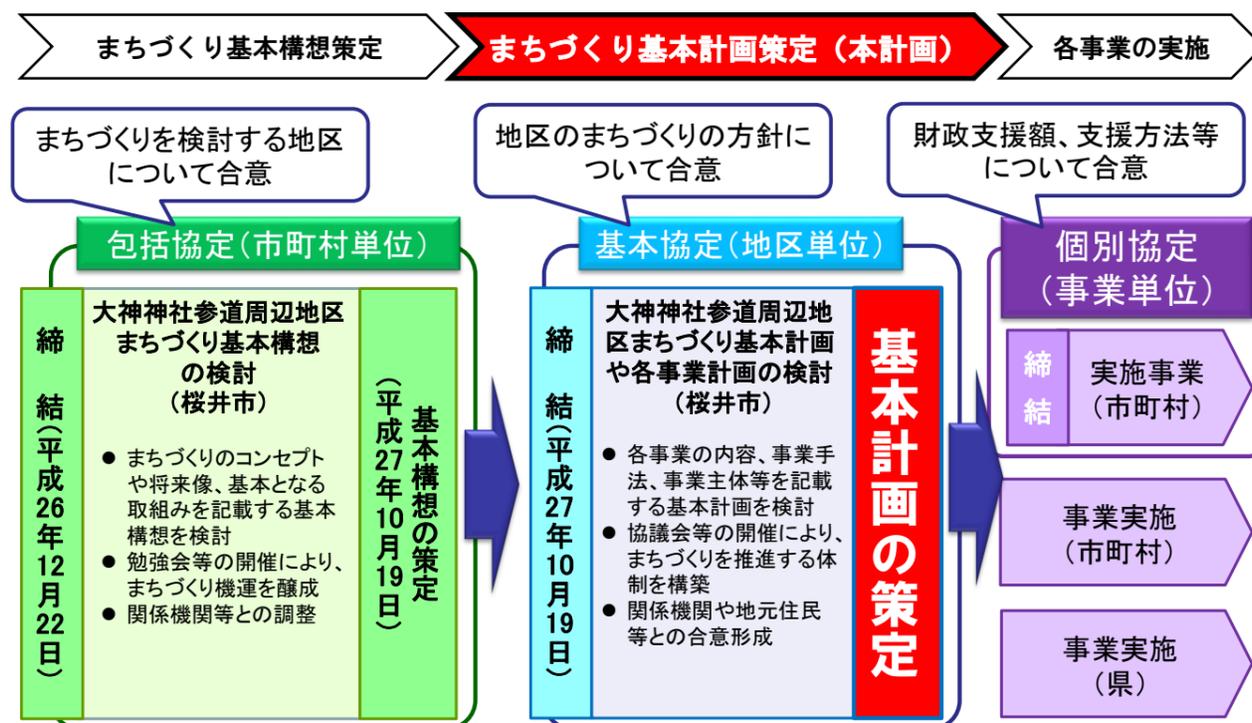
この「大神神社参道周辺地区まちづくり基本構想」の実現に向け、本地区まちづくりの基本計画として平成 29 年 4 月に「桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画」（平成 29 年～令和 3 年）を策定のうえ事業を進めているところであり、大神神社参道周辺地区まちづくり協議会において事業実施段階での課題等を踏まえた検討を行い、令和 4 年 4 月に計画を更新しました。

2) まちづくり基本計画の位置づけ

「大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画」は、基本構想で定めた 4 つのまちづくりの方針に対し、必要な事業メニュー・実施主体等を地域住民の皆さんのご意見を伺いながら作成しました。

この計画をもとに地域住民・民間事業者・行政が協働して各種事業を進めていきます。

【連携協定の一般的な流れ】

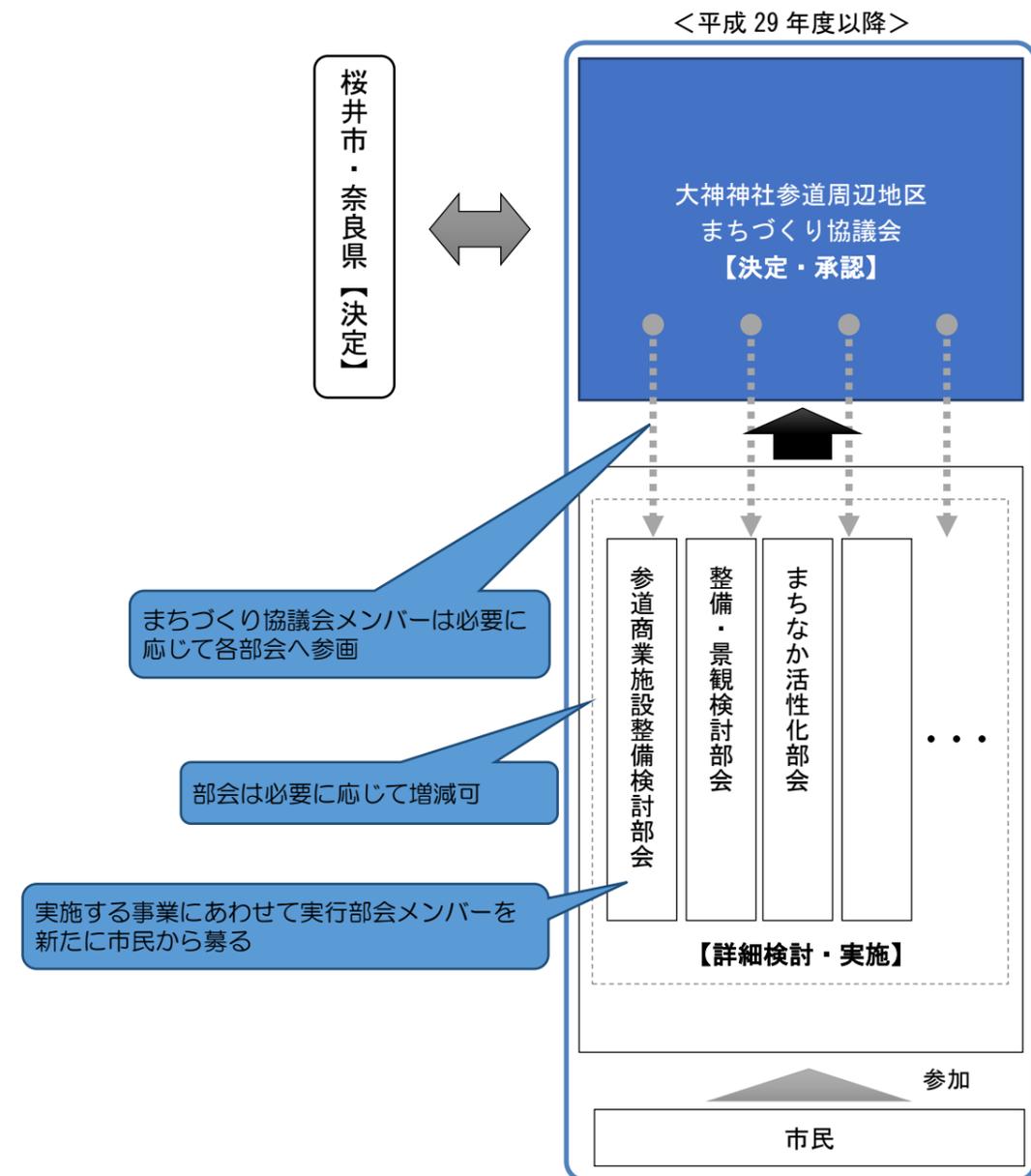


(2) 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の運用方針

大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画を推進するため、下図のような「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」において、計画の進捗管理を行います。

また、必要に応じて適時計画内容を見直しします。

【大神神社参道周辺地区基本計画運用のための組織体制】



(3) 基本計画で定める内容及びエリア

〈めざす地区の姿〉
(基本構想)

来訪者の視点

- 歩いていると三輪山が見え隠れする、又は存在を感じることができ、大神神社への期待感が持てる。
- 大神神社に向かうにつれて、神聖な雰囲気を感じることができる。
- 門前町としてのまちなみや飲食などを楽しむことができる。また、まちなか(商店街)との人の往来が生まれている。

生活者の視点

- 沿道及びまちなかに豊かなコミュニティがあり、子どもやお年寄りなど多世代が安心して暮らしている。
- 地域の伝統文化が継承され、季節感が感じられる彩り豊かな生活や祭事がある。
- 安全・安心で歩きやすく、緑が豊かで散歩したくなる。
- 雰囲気のある参道の商店等で働くことができる。

〈まちづくりのコンセプト〉
(基本構想) 〈まちづくりの目標〉
(基本構想)

最古の歴史、自然の神霊を崇め、大切にしている人々の暮らしや生業が感じられ、

心清らかに参拝や散策を楽しめるまち

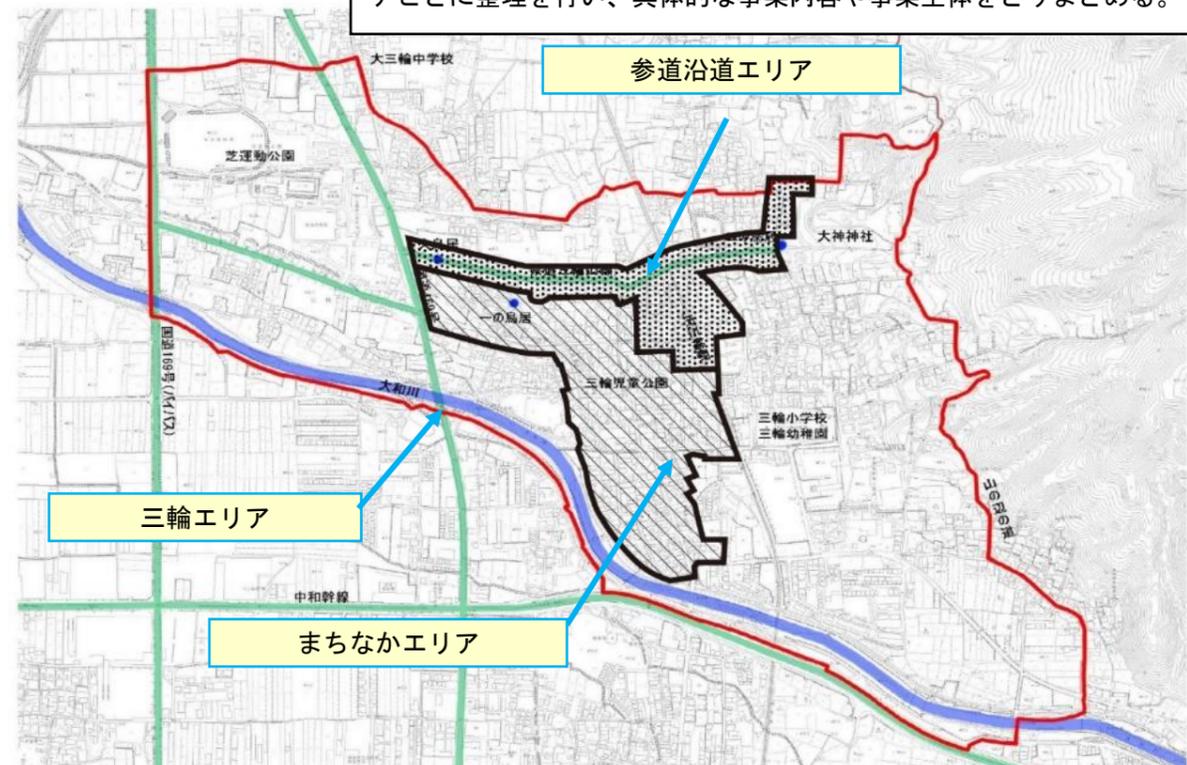
大神神社の上品な参道づくりと三輪のまちの賑わい創出

〈まちづくりの方針〉
(基本構想)

- (1) 参道らしさを感じさせるまちなみの形成
 - 神聖な雰囲気が感じられる「眺め」を守る
 - 歴史・統一感が感じられるまちなみをつくる
- (2) 魅力の集約・連続性の確保による賑わい創出
 - 既存の魅力と新たな魅力によるまちなみの連続性を生み出す
 - 大神神社参道及び沿道への人の流れをつくる
- (3) 四季の彩り・人々の営みが息づく空間の演出
 - 季節の行事・祭事が催される空間をつくる
 - 地域の暮らしや生業を体感できる仕掛けをつくる
- (4) その他当該地区における来訪者の利便性及び地域振興の向上に資する取組

〈基本計画で定める内容及びエリア〉

基本計画では、基本構想に定めた上記の4つのまちづくりの方針を以下のエリアごとに整理を行い、具体的な事業内容や事業主体をとりまとめる。



参道沿道エリア：本地区を印象づける大神神社参道および三輪駅周辺を中心としたエリア。平成27年度の基本構想で「大鳥居ゲートウェイゾーン」「まちなか交流ゾーン」「境内へのエントランスゾーン」の3つのゾーンに分類しながら『沿道まちづくり将来プラン案』を作成したエリア。

まちなかエリア：歴史的なまちなみを活かした景観形成が必要なエリアとして景観計画で参道沿道エリアと同様に「重点景観形成区域」に指定されたエリア。

三輪エリア：平成27年度の基本構想で対象区域に指定されたエリア。(上記2エリアを除く)

2. まちづくりを進めていく上で必要な事業メニュー・実施主体など

※本基本計画は、令和4年から令和8年に完了または着手する具体的な取組に加え、それ以降の将来的な取組も含めて策定したものです。(5年経過毎に改訂予定)

なお、平成29年から令和3年に完了した事業につきましても記載しております。

(1) 参道らしさを感じさせるまちなみの形成

事業名	事業主体	事業内容	R4 ~ R8					R9 ~					事業手法	対象エリア		
			踏切東側整備	踏切西側設計	踏切西側整備	池周辺(外周)の修景整備	賑わい施設(飲食店・お土産店等)、公園・広場の整備	一の鳥居広場整備	辻広場整備	まちなかポケットパーク整備	景観ガイドラインに即した修景工事に対する支援	景観ガイドラインに即した建築物の整備、街並みの維持・改修		参道・公園・広場等の清掃に関する役割分担や支援内容等を検討 街路樹の剪定、参道部分の清掃 公園等のボランティア清掃におけるボランティア袋の支給 清掃・美化活動の実施	参道沿道	まちなか
ハード事業	1. 大神神社参道整備事業(県道三輪山線)	●中央参道形式の参道として県道三輪山線の改良および歩道を整備(無電柱化・バリアフリー化・歩道部のインターロッキングブロック、および石ブロックによる修景、現況の松並木をできるだけ残した緑化)	踏切東側整備	踏切西側設計	踏切西側整備								●			
	2. 新池周辺公園整備事業	●参道沿道の休憩スペースの確保を図るため新池東側で緑陰等の休憩施設等を整備(※代替地に整備済み)											●			
		●新池周辺の美装化、池の周辺の修景整備(花壇等)								池周辺(外周)の修景整備						
	3. 土地利用事業	住民	●規制・誘導する土地利用・用途の方針・ルールづくり(誘導すべきでない施設、積極的に誘導すべき施設について(仮称)大神神社参道周辺地区まちづくり協議会(以下協議会)にて具体的なルールを検討)											完了		
		市	●方針に沿った土地利用を行うための用途変更や地区計画の策定などの支援(協議会で検討した参道のまちづくりを進めていく上で用途変更や地区計画などが必要な場合の専門家派遣、都市計画手続きを実施)											完了	●	●
		事業者	●土地利用のルールを踏まえた土地の利活用、沿道で出店する事業者による賑わい施設(飲食店・お土産店等)や憩いの場となる公園・広場の整備							賑わい施設(飲食店・お土産店等)、公園・広場の整備						
4. まちかど広場(ポケットパーク)整備事業	市	●参道整備にあわせたポケットパーク(公園・緑地)整備(一の鳥居広場)	検討		一の鳥居広場整備								●			
		●参道整備にあわせたポケットパーク(公園・緑地)整備(辻広場)	検討		辻広場整備								●			
		●まちなかポケットパーク整備(まちなかエリアにおいて道路整備などで発生した角地などを活用し、緑化、ベンチの設置などポケットパークとして運用利用)	検討		まちなかポケットパーク整備										●	
ソフト事業	市	●景観ガイドライン(桜井市景観計画をもとに地域の特性を考慮した遵守基準、推奨基準)の作成・広報などを活用した住民への周知 ●景観修景事業の費用対効果等を調査											完了	●	●	
		●修景補助制度の策定、修景工事に対する支援(推奨基準を満たす景観整備に対する補助など)							景観ガイドラインに即した修景工事に対する支援					●	●	
	住民・事業者	●景観ガイドラインに則した建物等の整備 ●景観ガイドラインに則した街並みの維持・改修							景観ガイドラインに即した建築物の整備、街並みの維持・改修					●	●	
6. 参道等清掃維持活動	県・市・住民・事業者	●奈良県、桜井市、住民による協働の参道・公園・広場等の清掃等の美化活動							参道・公園・広場等の清掃に関する役割分担や支援内容等を検討 街路樹の剪定、参道部分の清掃 公園等のボランティア清掃におけるボランティア袋の支給 清掃・美化活動の実施					●	●	

(2) 魅力の集約・連続性の確保による賑わい創出



事業名	事業主体	事業内容	R4 ~ R8					R9 ~					事業手法	対象エリア					
			参道沿道	まちなか	三輪	参道沿道	まちなか	三輪											
7. 商業施設等整備事業	市	●当地区全体を活性化させるためのモデル事業として、大神神社参道周辺における賑わい創出の核となるような商業施設等を整備するための基本計画作成、地権者調整	基本計画作成、地権者調整																
	市・事業者	●商業施設等の設計、整備	商業施設等の設計					商業施設等の整備					まちづくり会社等民間事業者の活用	●					
	市・事業者	●施設運営事業者の決定	施設運営事業者の検討					施設運営											
8. JR三輪駅周辺整備事業	市	●地区の玄関口として来訪者の利便性・快適性を高めるためのトイレ整備											完了						
	市・事業者	●駅前広場の環境整備(駅前広場と一体的な賑わい施設の検討)	計画・検討					駅前広場等設計					●						
	県・市	●JR三輪駅と参道の賑わいをつなぐ動線の強化(県道三輪山線へのアクセス動線となる県道三輪停車場線及び、市道(駅前~県道三輪山線への南北軸)について、参道の歩道にあわせた美装化を実施)						賑わいをつなぐ動線の強化											
	市・事業者	●駅舎の改修・利活用等(臨時改札口や臨時職員施設など普段利用していない施設の改修、地域住民利用や売店(土産物、コインロッカー)、観光案内拠点等利用などとしての利活用)	計画・検討					駅舎設計					駅舎の利活用						
9. 観光案内誘導施設整備事業(サイン整備)	県・市	●サイン計画・設計(奈良県の「観光案内サイン整備ガイドライン」の考え方を踏まえ、三輪の雰囲気合った意匠を取り入れた計画・設計)											完了	●					
		●参道周辺における観光案内サインの整備						参道周辺における観光案内サインの整備											
	市	●まちなかでの観光案内サインの整備											完了		●	●			



事業名	事業主体	事業内容	R4 ~ R8	R9 ~	事業手法	対象エリア		
						参道沿道	まちなか	三輪
10. 賑わい創出事業(地場産業PR等)	住民・事業者	●地区らしい魅力的な食の活用方法についての検討(各種団体がこれまで単独で行ってきた各イベントについて、協力・連携し一体的に行うことにより、イベント実施の相乗効果が得られるよう、活用方法の検討を実施) ●イベント等の企画・実施	地区らしい魅力的な食の活用方法についての検討	イベント等の企画・実施				
	住民・事業者	●地場産業の魅力を創出するためのイベント等を住民と事業者が連携し運営	地場産業の魅力を創出するためのイベント等企画・実施		●	●	●	
	市	●地場産業の魅力を創出するためのイベント等の運営に関する支援	地場産業の魅力を創出するためのイベント等の運営に関する支援					
	事業者	●そうめんや酒など地場産業をPRする場(そうめんミュージアムなど)の検討・整備(空き家活用なども視野に置きながら、地場産業体験、そうめんを食べられる店やお酒を飲める場所などを創出)	そうめんや酒など地場産業をPRする場の検討・整備					
11. 起業支援事業(起業に関する融資等)	市・事業者	●起業に関する勉強会の企画・運営 ●起業のための相談、利子補給等の支援(地区に特化した上乘せ補助等のメニューの拡充)	起業に関する勉強会の企画・運営 起業のための相談、利子補給等の支援		●	●		
12. 地域の魅力発信事業	市	●三輪の歴史をPRする資料の製作等に関する支援(三輪のHPの立ち上げによる情報発信、地域の歴史を啓発するためのシンポジウム等)	三輪の歴史をPRする資料の製作等に関する支援					
	住民・事業者	●三輪の歴史・観光に関するPR方法の検討(桜井市全体としての歴史・観光資源と連携したPR方法の検討) ●周遊マップ等の検討・作成(利用者のニーズを踏まえた周遊マップ)	ニーズに即した周遊マップの修正					
	市・住民	●専門家などを活用した三輪の歴史(磯城の宮、万葉集等)の研究	三輪の歴史研究・三輪の歴史についての啓発活動		●	●	●	
	市	●ガイド育成講座などの運営に関する支援(三輪の歴史研究を踏まえガイドを育成)	ガイド育成講座などの運営に関する支援					
	事業者	●来訪者への歴史・観光案内を行う観光案内ガイドシステムの構築・運営	観光案内ガイドシステムについての検討	観光案内ガイドシステムの構築・運営				
	住民・事業者	●観光案内ガイド奉仕活動(来訪者がより利用しやすい観光案内の提供)	継続的な観光案内奉仕活動					

(3) 四季の彩り・人々の営みが息づく空間の演出

 事業前に実施する事項
  事業でメインとなる事項
  継続的に実施する事項

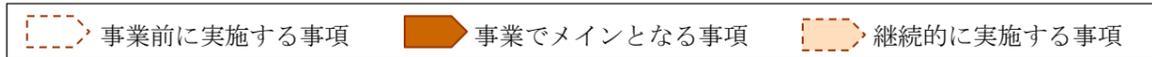
事業名	事業主体	事業内容	R4 ~ R8		R9 ~		事業手法	対象エリア			
								参道 沿道	まちなか	三輪	
13. 賑わい創出事業(地域イベント等)	住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地区らしいイベント等の検討(各種団体がこれまで単独で行ってきた各イベントについて、協力・連携し一体的に行うことにより、イベント実施の相乗効果が得られるよう、活用方法の検討を実施) ●イベント等の企画・実施 	イベント等の企画・実施								
	市	●賑わいを創出するためのイベント等の運営に関する支援	にぎわいを創出するためのイベント等の運営に関する支援						●	●	●
	住民・事業者・市	<ul style="list-style-type: none"> ●大神神社の春の例祭等、地域の祭り(お渡り等の行事)のPR(観光マップの配布や賑わいを創出するためのイベント等を実施し、三輪地域の魅力を来訪者にPR) 	PR・仕組み作りの検討								
			大神神社の春の例祭等、地域の祭りへの参加、来訪者へのPR								
			HP及び広報などを活用したPR支援								
14. まちなかの彩り(花づくり・緑化)事業	住民・事業者	●民地側での季節の花などを植えるプランターの設置、住民主体の花の維持・管理・清掃	プランターの設置、花の維持・管理・清掃						●	●	●
	市	●プランター・苗・種などの希望者への提供等の支援	プランター・苗・種などの支援								
15. 空家の利活用推進事業(地域コミュニティ施設運営等に対する支援)	市・事業者	●空家活用を推進するためのマッチングの仕組みづくり・仕組みの運用							完了		
	市	●空家活用に対する補助等の支援	空家活用に対する支援						●	●	●
	住民・事業者	●空家を活用したコミュニケーションの場や資料館など三輪をPRする場、テレワーク等のスペースづくり(企画検討、取り組み)	空家活用事業の検討 空家を活用したコミュニケーション等の場づくり								
	市	●空家を活用した住民の取り組みに対する支援	住民の取り組みに対する支援								
16. 移住・定住促進事業	市	●若者世代等の移住・定住を促進するための支援	東京圏からの移住者に対する支援金の支給						●	●	●
			移住促進についてホームページ等でPR								

(4) その他当該地区における来訪者の利便性及び地域振興の向上に資する取組



事業名	事業主体	事業内容	R4 ~ R8				R9 ~		事業手法	対象エリア		
										参道沿道	まちなか	三輪
17. 駐車場集約化事業	市	●参道の商業施設の裏側に駐車場を集約するための土地の条件整理							完了	●		
	事業者	●駐車場の整備(参道沿道の魅力あるまちなみづくりと県道三輪山線の渋滞対策)										
18. 市道整備事業	市	●県道三輪山線整備後の渋滞に対する抜け道の検討				調査・検討			市道の整備	●		
		●市道の整備(県道三輪山線の渋滞を緩和するため、有効な国道への抜け道を整備)										
19. 二の鳥居前トイレ移設事業	市	●参道整備に伴った二の鳥居前公衆トイレの移設(トイレ移設場所の検討、既存トイレの撤去、トイレの整備)							完了	●		
20. 交通サービス(参道新交通システム)導入事業	県・市・住民・事業者	●交通サービスのあり方検討(一の鳥居付近の駐車場から大神神社までの交通弱者に対応した交通サービス(移動手段)の検討)				交通サービスのあり方検討			交通サービスの整備	●		
	県・市・事業者	●参道における交通弱者に配慮した交通サービスの整備(社会実験などを踏まえながら検証を行い整備)						継続				
21. 歩行空間環境整備事業	県・市	●住民、来訪者の安全・安心で快適な歩行者空間の確保のための水路の暗渠化・歩道化・修景整備	事業検討・設計	歩行者空間の整備(参道と同時に随時整備)						●		
22. 芝運動公園活用促進事業	市	●商業施設(道の駅的施設等)と駐車場整備の検討				機能移転の検討	商業施設と駐車場整備の検討	商業施設と駐車場の整備				●

ハード事業



事業名	事業主体	事業内容	R4 ~ R8	R9 ~	事業手法	対象エリア			
						参道沿道	まちなか	三輪	
ソフト事業 23.まちづくり協議会運営事業	住民・事業者	●大神神社参道周辺地区基本計画を具現化していくためのまちづくり協議会設立・運営	まちづくり協議会設立・運営		R4~R8において、一部ルールが確定したものについては既に適用	●	●	●	
	住民・事業者	●商業活動に関するルール、生活環境に関するルール、回遊方法など参道沿道エリアの活性化、持続的発展のためのまちづくりの検討・適用	参道沿道エリアの活性化、持続的発展のためのまちづくりの検討			ルールの適用 必要に応じて継続的に検討・見直し	●		
		●土地利用、景観形成、生活環境の維持等に関するルールなどまちなかの活性化、環境の維持・発展のためのまちづくりの検討・適用	まちなかの活性化、環境の維持・発展のためのまちづくりの検討					●	
		●生活環境に関するルールなどのまちづくりの検討・適用	生活環境に関するルールなどのまちづくりの検討						●
		●駐車、駐輪のルールづくりの検討・適用	駐車、駐輪のルールづくり					●	●
	市	●まちづくり協議会設立・運営支援	まちづくり協議会設立・運営支援				●	●	●
24.公共交通環境改善事業	市・事業者	●JRの運行本数等改善協議、バスの運行の確保協議	JRの運行本数等改善協議		継続検討	●	●		
	市・事業者	●サービスを付加した周遊券・パスの発行など	バスの運行の確保協議		実施				

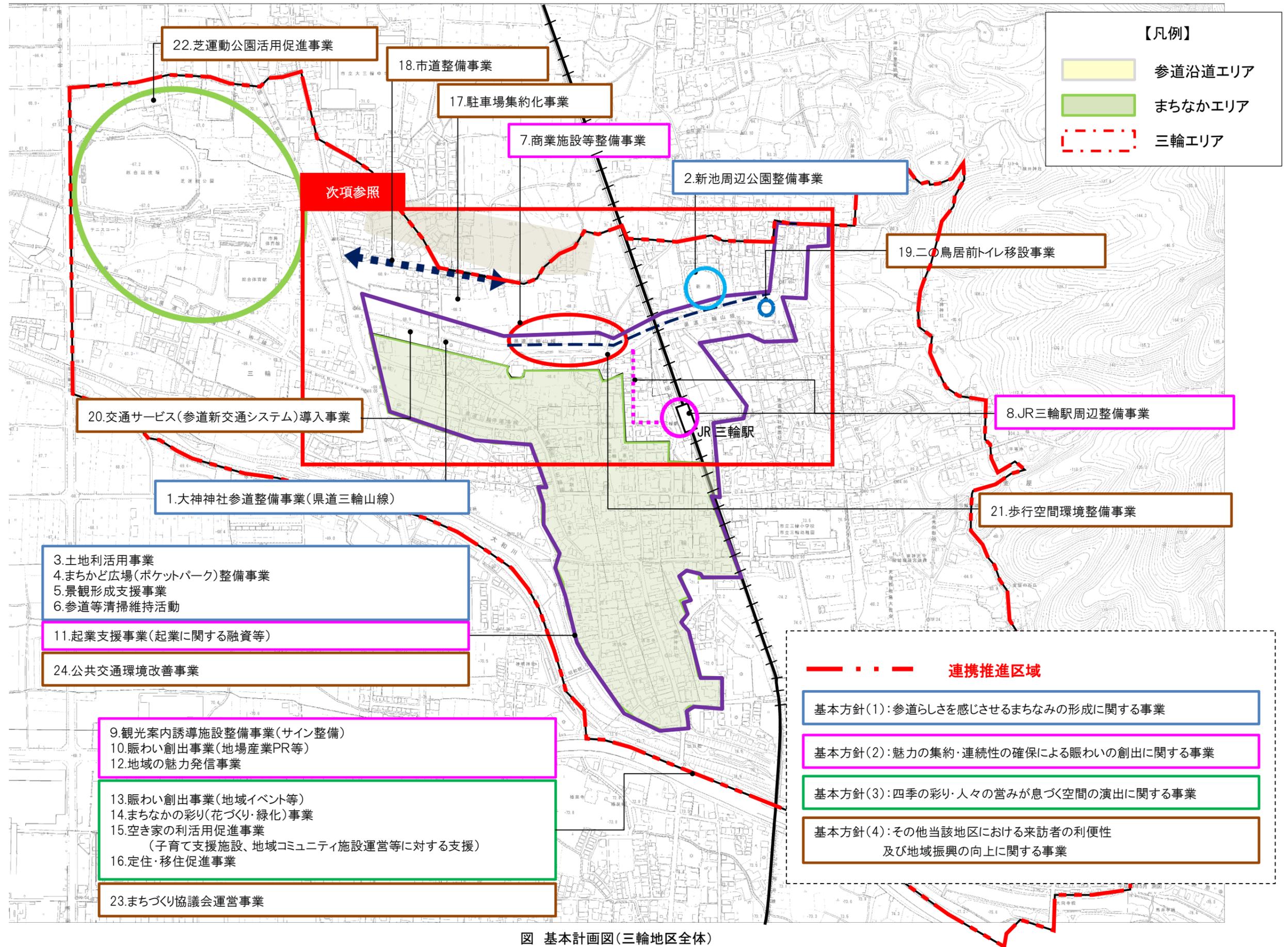


図 基本計画図(三輪地区全体)

基本方針(1):参道らしさを感じさせるまちなみの形成に関する事業

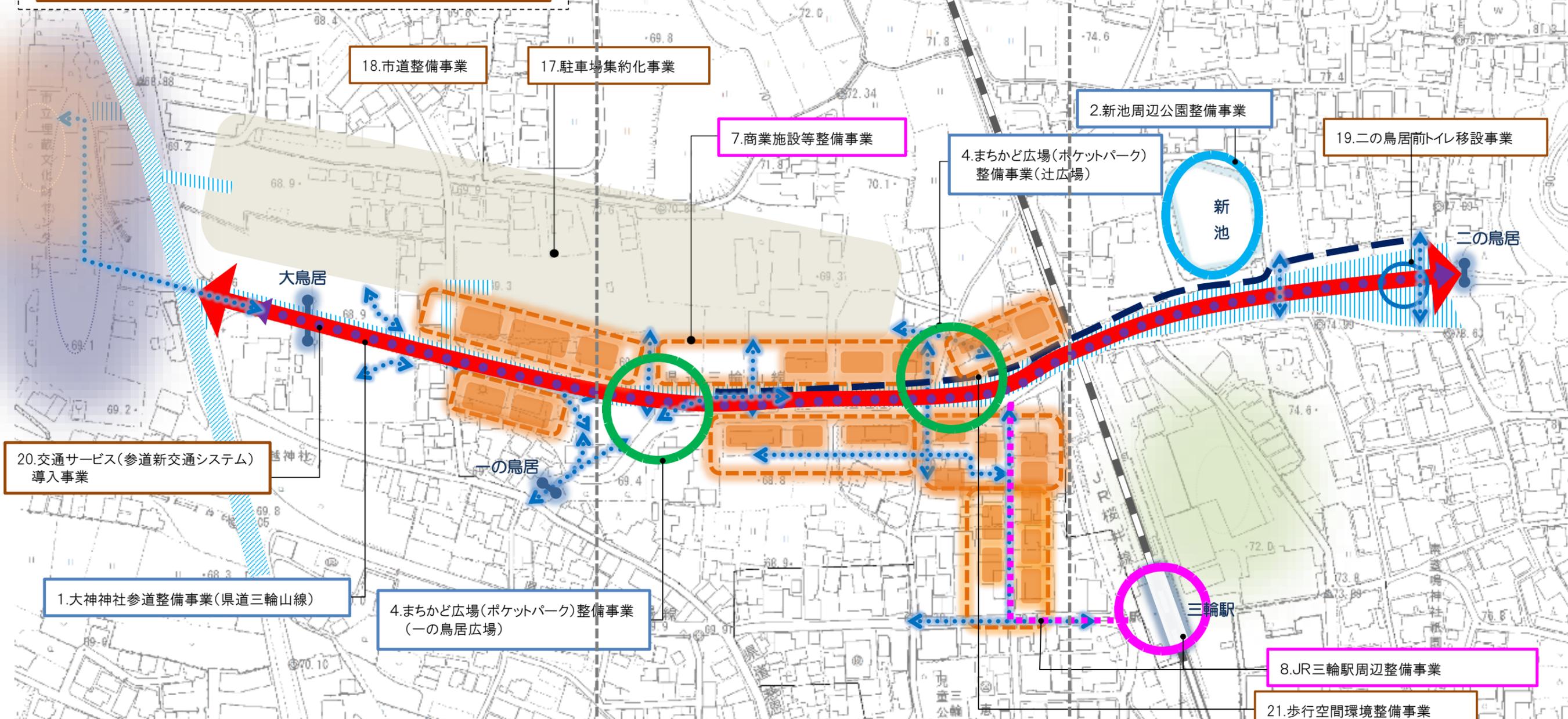
基本方針(2):魅力の集約・連続性の確保による賑わいの創出に関する事業

基本方針(3):四季の彩り・人々の営みが息づく空間の演出に関する事業

基本方針(4):その他当該地区における来訪者の利便性及び地域振興の向上に関する事業

【凡例】

-  商業施設を誘導するエリア
-  自動車動線
-  歩行者動線



大鳥居ゲートウェイゾーン

まちなか交流ゾーン

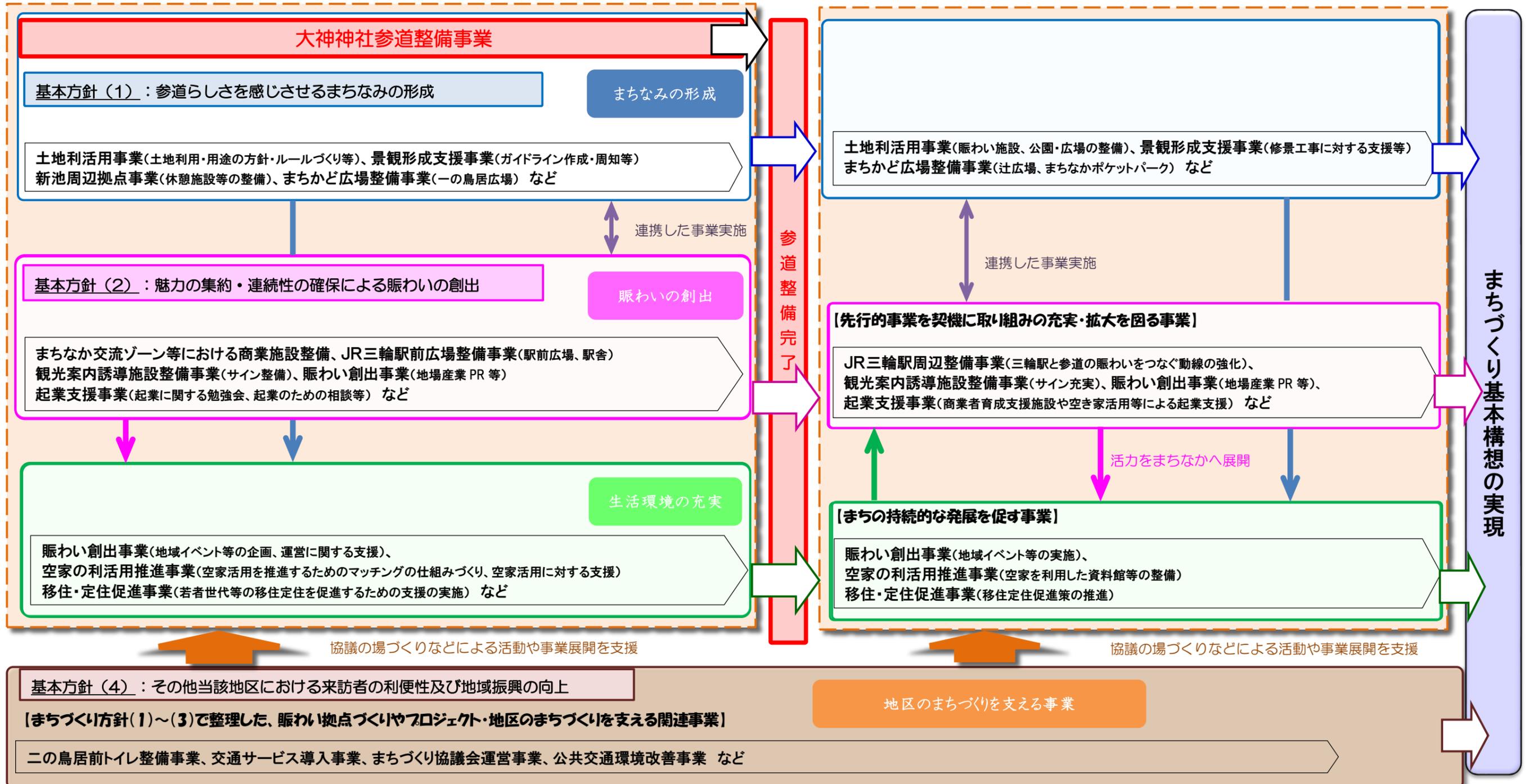
境内へのエントランスゾーン

図 基本計画図(参道沿道)

3. 事業推進に向けた取り組み

大神神社参道周辺地区まちづくりの目標の実現に向け、まちづくり方針の4つの柱ごとに整理した事業について、『本地区のまちづくりを支援する基幹事業である参道整備』を軸に“参道整備完了までに取り組むべき事業”“参道整備完了後に継続的に取り組むべき事業”などスケジュール・タイミングを明確にするとともに各事業がどのような役割を果たしているかを意識し、地域住民・民間事業者・行政が協働して戦略的に取り組みます。

参道整備と並行してまちなみ形成の基盤づくりや賑わい拠点の整備を行い、整備後は参道や賑わい拠点を活かした取り組みを展開する



4. 基本構想の目標に対する事業効果（KPI）について

基本構想の目標に対する事業効果（KPI）の設定については、今後の運用面を鑑み、本地区を重点プロジェクトとして位置づけている「桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等関連計画で設定している事業効果（KPI）を参考に評価指標を抽出し、本地区における目標値を設定します。

【事業効果（KPI）】 平成29年～令和3年

関連する取組	指標名	数値目標 (H29～R3)	実 績					評 価	
			合計	H29	H30	R1	R2		R3
(1) 参道にふさわしい まちなみの形成	景観ガイドラインに即した修 景工事・建築物整備件数	5件	4件	0件	1件	2件	1件	0件	目標を概ね達成 景観ガイドラインを策定し、民間の新築、改修についても補助を行っている。今後は広報や担当窓口での周知を強化していく。引き続き次回の目標設定を行う。
	参道・公園・広場等の清掃等の 美化活動参加人数	600人	493人	197人	143人	153人	0人	0人	目標を概ね達成 ボランティアの清掃活動については、参加者が年々減少傾向にあるので、創意工夫により参加しやすい仕掛け作りを行う。
(2) 魅力の集約・連続性 の確保による賑わ いの創出	地域の魅力発信事業実施件数	9件	13件	2件	2件	6件	1件	2件	目標を十分に達成 地域住民が主体となって、様々なイベントを行った。引き続き継続して行 っていく。また学識者と連携し地域の魅力発信についての勉強会を開催し 内外から沢山の人が受講した。
	JR三輪駅年間利用者数	275,000人	—	255,135人	240,190人	261,690人	166,440人	—	目標を概ね達成 R2年については、コロナ感染症拡大に伴う影響により、来訪者が大幅に減 少した。その影響を差し引けば来訪者は増加傾向にある。引き続き次回の 目標設定を行う。
(3) 四季の彩り・人々の 営みが息づく空間 の演出	空き家の利活用事業件数	4件	4件	0件	0件	0件	4件	0件	目標を十分に達成 空き家バンク等が活用され民間での取引が増えた。今後は空き家を活用し た賑わい施設整備についての検討も行っていく。引き続き次回も目標設定 を行う。
	若者世代の移住・定住に関する 支援件数	10件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	目標には不十分 東京圏から桜井市に移住し、就業等の要件を満たした方に移住支援金を交 付する制度はあるが、支給した実績はない。今後も移住促進に関しての制 度周知を強化し、当該地区への移住者の促進を図る。

令和4年～令和8年

関連する取組	指標名	実績 (H29～R3)	数値目標 (R4～R8)
(1) 参道にふさわしい まちなみの形成	景観ガイドラインに即した修景工事・建 築物整備件数	4件	10件
	沿道で出店する事業者による出店件数	2件	5件
(2) 魅力の集約・連続性 の確保による賑わ いの創出	賑わい創出事業（地場産業PR等） 実施件数	5件	10件
	JR三輪駅年間利用者数	166,440人（R2）	300,000人
(3) 四季の彩り・人々の 営みが息づく空間 の演出	空き家の利活用事業件数	4件	5件
	若者世代の転入者数（大字三輪、金屋）	507人	557人
	賑わい創出事業（地域イベント等） 実施件数	5件	10件